

こんにちは！横浜東部就労支援センターです！登録者のみなさまにセンターからのお知らせをお伝えします。



1月のお知らせ ☆ほっとフライデー (要予約)

※1月15日(金)の
ほっとフライデーは
緊急事態宣言発令の
ため、中止とします。
また、2月以降につ
いては未定です。
また再開の際は、お
知らせいたします。

ほっとフライデーとは

就労中の登録者対象の夜
間相談です。毎月第3金
曜日の午後5時から7時
まで、予約制で実施しま
す。

☆相談を希望される方は
事前に担当者までご連絡
ください。

～来所される方へのお願い～

コロナ対策のため、以下の対応をお願いします。

- ・マスクを着用しての面談
- ・来所時に検温と手指アルコール消毒の実施
- ※37.5℃以上の場合は、面談は延期とします。
- ・相談は時間短縮で対応させていただきます。

横浜東部就労支援センター

〒221-0045

横浜市神奈川区神奈川 2-14-17

加瀬ビル 3階 301号室

TEL:045-450-5181 FAX:045-450-5185

センター開所時間

午前8時45分～午後5時15分

(土、日、祝祭日休)



○緊急事態宣言が発令されました○

1月7日に再び緊急事態宣言が発令されました。

それに伴って、横浜東部就労支援センターの業務を変更・一部中止させていただきます。みなさまの安心・安全のため、当面の間相談は電話対応といたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。緊急の場合やお困りの場合は、センターまでご連絡ください。

横浜市のHPに、こころの健康を保つためのヒントが記載されています。必要な方はアクセスしてみてくださいね。

[こころの健康を保つために～with コロナ～ 横浜市 \(yokohama.lg.jp\)](https://yokohama.lg.jp)

◎何かあればいつでもご相談ください。

「5つの場面」に気をつけよう

1

飲酒を伴う
懇親会

2

大人数や長時間の
飲食

3

マスクなしでの
会話

4

狭い空間での
共同生活

5

居場所の
切り替わり

換気を良くして
三密を避けよう！



いつでもマスク
手洗い・消毒忘れずに！

Art by OXima © Crypton Future Media, INC. www.piapro.net



☆確定申告☆

2021年の確定申告期間は、**2021年2月16日(火)～3月15日(月)**です。

書類は、税務署か役所へ取りに行く、税務署から郵送してもらう、国税庁のホームページからダウンロードの3つの方法で入手できます。

医療費控除の還付申告があるかなど、忘れずに手続きしてくださいね。

☆失業保険の待機期間が変わります！☆

令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合でも、**5年間のうち2回まで**は給付制限期間が**2か月**となります。

詳細について→厚生労働ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000691411.pdf>)

